



HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）薬害大阪訴訟

弁論期日・報告集会のお知らせ

HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)薬害訴訟って？

HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）を打った後、頭痛や関節痛など身体中に激しい痛みが生じ、痙攣や記憶障害の症状が生じる少女たちが現れるようになりました。治療方法も分からない状態で被害者は置き去りにされています。

2016年7月27日、被害者らは、国、製薬企業の責任を明確にし、真の被害救済を求めるために、大阪・東京・名古屋・福岡の裁判所で、損害賠償を求める訴訟を提起しました。

弁論期日(裁判)の日時・場所

日時：2025年**6月10日(火)**午前11時（三木健司証人 反対尋問）
6月19日(木)午後2時（上田豊証人 主尋問）

場所：大阪地方裁判所2階大法廷（202号法廷）

報告集会：6月10日午後5時30分～午後6時30分（大阪弁護士会1203室）
6月19日午後4時30分～午後5時00分（大阪弁護士会920室）

☆傍聴券の抽選がありますので**6月10日(火)は午前10時、6月19日(木)は午後1時**までに裁判所本館南側玄関にお越し下さい☆



大阪地方裁判所
〒530-0047
大阪市北区西天満2-1-10
■京阪中之島線
「なにわ橋駅」下車 出口1
→徒歩約5分
■地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口
→徒歩約10分
■地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段
→徒歩約7分
■JR東西線「北新地駅」下車

★傍聴予定の方の人数を把握するために、可能な方は事前登録のご協力をお願いします。弁護団より当日の傍聴案内等をご連絡させていただきます。
※この事前登録は傍聴券の確保をお約束するものではありませんのでご注意ください。
ご登録方法：こちらのQRコードからお申し込みください。



HPVワクチン薬害訴訟全国弁護団公式SNS

HPVワクチン薬害訴訟全国弁護団公式X(旧Twitter)、Instagramでは各地の裁判の情報などを発信していますので、ぜひフォローしてくださいね！



HPVワクチン薬害訴訟大阪弁護団（共同代表 松井俊輔・幸長裕美）

・お問い合わせ先：梅田新道法律事務所（電話：06-6316-8824）

<http://www.hpv-yakugai.net>

原告の声

～私たちはこんな被害に苦しんでいます～

接種前の酒井さん



子どもの頃から健康で、病院へといえば予防接種の時に行くくらいでした。中学時代はピアノの演奏に魅力を感じ、練習に励みました。また、将来は弁護士になりたいと思い、法学部への進学を希望していました。高校入学後は、学業はもちろん、学校行事・部活動・委員会活動・オーストラリア語学研修など様々な活動に参加し、有意義な高校生活を過ごしていました。

しかし、高校1年の終わりに私の生活は一変しました。2011年の2月と3月に子宮頸がんワクチンを接種しました。2回目を接種した翌日の夜、突然失神し40度近く発熱しました。

それ以来、接種から6年経った今も様々な症状に苦しんでいます。階段をのぼっている途中で突然失神して手首を骨折したり、校内で教室が分からなくなったり、漢字が分からなくなったりと、時間とともに症状が増えていきました。何度も入退院を繰り返し、現役での進学はあきらめざるをえませんでした。

浪人生となり予備校に入学しましたが、通えたのは4月だけです。その後、県外の病院での毎月の入院治療を経て、二浪の末に大学に進学することができました。毎日車で送迎してもらい、大学では障害のある学生のためのサポートを利用しています。1年のうち150日間入院していたため、半分ほどしか通学できていません。

地元の病院では診療を受けられず、適切な検査や治療を受けられる病院にたどり着くまでに3年、この6年間で受診した病院は25か所以上、ワクチンを接種してからの入院回数は28回になりました。

現在の症状は、手足が思うように動かない、視野欠損、高次脳機能障害、全身の硬直や脱力、複視、眼振、筋肉痛、痺れ、手足の震え、頭痛、倦怠感、頻脈、音や刺激への過敏、アレルギーなどほかにもたくさんあり、多岐にわたります。背もたれのない椅子で座位を保つことや歩くことができず、外出には車椅子が必須です。生理はもう3年以上まともに来ていません。

たった何ミリかの液体。でもそれで人生が変わりました。

予防接種は誰もが経験するものです。薬害は、自分とは離れた遠い世界で起きている問題ではなく、自分と隣り合わせにあります。そのことに気づき、薬害を許さないという姿勢を多くの人に持っていただきたいです。それが、薬害を生み出す社会を変えるきっかけになると考えています。まずは、私たちに起きている現実を知ってください。

そして、ぜひ私たちの声を周りのひとたちへと広げてください。



全国原告団代表 酒井七海

※2017年5月の声を再掲

HPVワクチン薬害訴訟とは？

2016年7月、HPVワクチン(「子宮頸がんワクチン」)の副反応被害者は、国と製薬企業2社を被告とする損害賠償請求訴訟を、東京、名古屋、大阪、福岡の各地方裁判所に、一斉に提訴しました。

被害者たちの願いは、将来にわたって医療や生活全般にわたって安心して生きていけるようにすること、また、真相を明らかにして被害をくりかえさないようにすることです。訴訟により国と企業の法的責任を明確にし、それを基盤に真の救済と再発防止を実現していきたいと考えています。

副反応の症状は？

ハンマーで殴られたような激しい頭痛、関節痛、しびれ、不随意運動、歩行失調、脱力、睡眠障害、光過敏、視野欠損、嗅覚や味覚の障害、全身倦怠、無月経、学習障害、記憶障害など、副反応症状は多様です。一人の被害者が複数の症状をもち、重層化します。

HPVワクチンとは？

HPVワクチンは、性交渉によって感染するHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染の予防を目的とするワクチンです。HPVへの感染は子宮頸がんの原因となります。

2010年には公費助成の対象となり、2013年の4月から中学生・高校生に対する定期接種が開始されました。しかし、深刻な副反応の報告が相次ぎ、同年6月、国は接種の積極的な勧奨を一時中止しました。

しかし、2021年11月、国は積極的勧奨を再開することを決め、2022年4月から、積極的勧奨は再開されています。

積極的勧奨の再開による接種者急増に伴い、これまでに生じた被害者と同様に、多様な症状が一人の患者に重層的に現れるという特徴をもった新たな被害者が出ています。

副反応に対する治療方法は確立しておらず、協力医療機関は十分に機能していません。ワクチンの救済制度の適用においても不支給が多く、救済は極めて不十分です。

都道府県が選定した「接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関」の新規受診者数も、徐々に増え始めており、新たな被害拡大が強く懸念される状況にあります。